

第三期 事業報告書

2024 年 6 月

公益財団法人カナモト財団

当財団は、2021 年 4 月 1 日に法人登記され奨学金事業を目的とする一般財団法人として設立され、2023 年 3 月 27 日に公益財団法人に認定されました。当財団の第三期（2023 年 4 月～2024 年 3 月）の事業状況は次の通りであります。

1. 理事会・評議員会開催状況

（1）第 6 回理事会（2023 年 4 月 26 日）

【主な決議事項】

・特別寄附金受領

（2）第 7 回理事会（2023 年 6 月 13 日）

【主な決議事項】

・第二期事業報告及び計算書類の監査報告

・第二期計算書類及び事業報告の承認

・株式受入に伴う第三期収支予算書修正の承認

（3）第 8 回理事会（2023 年 6 月 26 日）

【主な決議事項】

・代表理事の選任

（4）第 4 回評議員会（2023 年 6 月 26 日）

【主な決議事項】

・第二期事業報告及び計算書類の承認

・理事の重任に関する承認

（5）第 9 回理事会（2023 年 7 月 25 日）

【主な決議事項】

・特別寄附金受領

（6）第 10 回理事会（2024 年 1 月 9 日）

【主な決議事項】

・特別寄附金受領

（7）第 11 回理事会（2024 年 2 月 28 日）

【主な決議事項】

・第四期事業計画書及び収支予算の承認

2. 奨学金給付事業

（1）第三期給付事業

①募集業務

15 の高等専門学校、大学及び大学院より推薦があった学生の奨学金願書及び小論文について選考委員会が審査し、当財団の趣旨に相応しい奨学生 19 名を選抜しました。この内容を理事会に諮り承認され、2023 年度奨学生が決定されました。

②奨学金給付実績

推薦があった高等専門学校、大学及び大学院には採否の結果を通知し、採用された奨学生 19 名には 2023 年 7 月に奨学金 12 万円（月額 4 万円、4 月～6 月の三か月分）の振り込み給付を開始いたしました。

（2）第四期給付事業

2024 年 1 月より、15 の高等専門学校、大学及び大学院の奨学金事務局担当者に対して奨学生の推薦を依頼し募集業務を開始しています。

3. 附属明細書

第三期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成いたしません。

以上